

保高発1026第2号
平成21年10月26日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

健康診査受診率向上計画の策定について

後期高齢者医療制度における健康診査については、全ての後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)において実施されているところですが、平成20年度は制度開始初年度であり、健診実施機関との契約締結が遅れ、健診開始時期が後ろ倒しになったこと等により、ほとんどの広域連合において平成19年度の受診率(各広域連合管内の老人保健制度における基本健康診査受診率)を下回る水準になっています。

今年度は、これまでの広域連合の取組により受診率は一定程度回復するものと考えていますが、後期高齢者医療制度の健康診査は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を予防する観点から重要であり、健康診査の実施体制の更なる充実を図っていただくことが必要であります。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、下記のとおり、各広域連合において管内の市町村等と協議の上、標記計画を策定し、ご提出いただくとともに、当該計画に基づく取組を現時点から着実に進めていただきますようお願いいたします。

記

1 計画の内容

次の内容について、計画中に記載すること。

(1) 平成22年度目標受診率

平成22年度の健康診査の目標受診率を記載し、併せて平成21年度の受診率見込を記載すること。

(2) 実施方法

健康診査の実施方法について記載すること。

(3) 目標受診率達成に向けた具体的な取組

下記の取組例を参考に、地域の実情に応じた具体的な取組方策を検討の上、具体的

に記載すること。

(取組例)

- ・管内全市区町村の広報誌やホームページで、健康診査の目的や受診方法などを幅広く周知する。
 - ・平成22年2月までに各市区町村及び健診実施機関との調整を終え、3月中に受診券の発行を開始することにより、年度開始とともに健康診査が実施できるよう準備する。
 - ・被保険者の利便性を考慮し、各市区町村と協議の上、管内全市区町村において生活機能評価、がん検診等他の健診と同時に実施する。
 - ・被保険者の要望を踏まえて、個別健診の健診日を年間30日程度追加設定することにより、受診機会を拡充する。
 - ・被保険者の要望を踏まえて、月4回設定している集団健診について、受診者の多い7月から10月について、月8回とすることにより、受診機会を拡充する。
 - ・健康診査の申込み方法について、各市区町村と協議の上、管内全市区町村において、特定健康診査の申込み方法と同様に、全被保険者に受診券を郵送することにより、被保険者の受診を促進する。
 - ・老人クラブや自治会等地域組織を通じ、受診勧奨のチラシを配布することにより、受診を働きかける。
- 等

2 提出期限

平成21年11月16日

(参考)

平成22年度概算要求額 42.7億円

※平成21年度予算額 (35.2億円) から約21% (7.5億円) 増

※受診率推移

19年度:26% → 20年度:21% → 21年度:24% → 22年度:27%

(21年度は各広域連合から提出された健康診査実施計画書に基づき算出した受診率見込。22年度は概算要求上の受診率。)

健康診査受診率向上計画(平成22年度)

広域連合名

(1)平成22年度目標受診率 #DIV/0! %

※受診率=[A健診受診者数]÷[B管内被保険者数-C受診対象外者数]

(少数第三位で四捨五入)

<参考>平成21年度受診率見込 #DIV/0! %

(少数第三位で四捨五入)

健康診査 実施方法別内訳 (人)		合計
集団健診	個別健診	0

平成22年度受診者数等

A 健診受診者数(平成22年度中受診者数見込)	<input style="width: 80%;" type="text"/> 人
B 管内被保険者数(平成22年4月1日時点見込)	<input style="width: 80%;" type="text"/> 人
C 受診対象外者数(平成22年4月1日時点見込)	<input style="width: 80%;" type="text"/> 人

<参考>平成21年度受診者数等

A 健診受診者数(平成21年度中受診者数見込)	<input style="width: 80%;" type="text"/> 人
B 管内被保険者数(平成21年4月1日時点)	<input style="width: 80%;" type="text"/> 人
C 受診対象外者数(平成21年4月1日時点)	<input style="width: 80%;" type="text"/> 人

健康診査 実施月別内訳 (人)												合計
平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月	平成20年7月	平成20年8月	平成20年9月	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月	0

(2)実施方法

実施方法	1. 広域連合が自ら健康診査を実施 2. 広域連合が市区町村に委託して実施 3. 市区町村が行う後期高齢者を対象とした健康診査に対して、広域連合が補助を実施 4. その他	【4. その他を選択した場合、具体的に記入】
------	--	------------------------

(3)目標受診率達成に向けた具体的な取組

(注)

1. 実施方法別、実施月別の各内訳の合計人数と平成22年度のA(健診受診者数)の人数を一致させること。
2. 集団健診とは、医療機関(健診センターで実施する場合を含む。)、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、健診の日時を指定して行うものであること。(個別健診に該当しないものであること。)
3. 個別健診とは、医療機関の施設で行う形態で、一般外来患者と同様に、健診の日時を定めず実施するものであること。(受診者が診療を目的として来院している患者に混じって健康診査を受診する形態であること。) □
4. 実施方法欄は、該当する欄に○を記入すること。